

かにすることはできないことを指摘している (p. 93) のだから、「死傷者数が増加しているかどうかは分からない」と記すべきであろう。そもそも、仮に病院のデータが完全であったとしても、過去8年程度の深度しかないのだから、自動小銃の拡散にともなう被害状況の変化を示すことはできないはずである。

もっとも、数量データで示さずとも、自動小銃流入以前と以後で民族間紛争がより具体的にどう変化したのかは、牧畜民に詳しい聞き取り調査をすることである程度は明らかになるはずである。しかし本書には、それに関するまとまった記述はない。

このことに代表されるように、本書は実際に小型武器を手にして戦っているコミュニティに関する記述が総じて乏しい。たとえば、くり返し言及される在来の紛争解決メカニズムについて、その詳細が記述されることはないし、銃が貨幣がわりに使われていることを除けば、人びとが銃に対していかなる文化的価値を付与しているのかに触れられることもない。また、これまで自動小銃が民族内／間の社会関係や紛争に与えた影響を定量的、定性的に明らかにした人類学者らによる論考はいくつか存在する [e.g. Gray *et al.* 2003] が、それらに言及されることもまれである。

本書は、東アフリカ牧畜社会への小型武器の供給ルートや、政府の武装解除政策について詳しくまとめた初めての著作として高く評価できるが、武器拡散がそれを購入し利用する需要サイドに与えた影響について十分に明

らかにしたとはいいがたい。これは、今後人類学者や地域研究者がより深く探求していくべき課題であろう。

引 用 文 献

- Gray, S., M. Sundal, B. Wiebusch, M. A. Little, P. W. Leslie and I. L. Pike. 2003. Cattle Raiding, Cultural Survival and Adaptability of East African Pastoralists, *Current Anthropology* 44, Supplement: 3-30.
- Human Rights Watch. 2007. 'Get the Gun!': Human Rights Violations by Uganda's National Army in Law Enforcement Operations in Karamoja Region. New York: Human Rights Watch.

伊藤正子. 『民族という政治—ベトナム民族分類の歴史と現在』 三元社, 2008年, 306 p.

庄司博史 *

多民族性を国家理念として認め、それを重視した民族政策遂行のため、手始めとして大規模な民族調査を行なった国家としては、ソビエト・ロシアと中華人民共和国の例がよく知られている。しかし、小国ではありながら、同様の民族調査を国家規模で実施した国家として、ベトナムの存在はあまり知られていない。ベトナムは社会主義の理念を国是としながら、民族の平等を実現することも重要課題として掲げてきた。民族調査の目的はその手段として、まず国内の民族状況を明らか

* 国立民族学博物館民族社会研究部

にし、政策対象とする国定民族を確定することにあった。本書は、社会主義を奉じる 2 大国の例にまなびつつ 54 もの国定民族を認定し、今なお国家の威信をかけて国定民族を民族政策の根幹におこうとする国家と地方行政および研究者、マイノリティ当事者など各レベル間の葛藤を描くなかで、民族認定の作業の政治性とそれにより翻弄されてきた少数民族の実態を明らかにすることに目的をおいている。

本書は 4 章から構成されている。第 1 章は、本書の主題であるベトナムの民族政策のベースとなっている民族確定作業の背景を論じている。まず、ベトナム民族学の起源について解説し、その本来の使命は国家の民族政策のための、いわば、政策学という性格の強いもので、当初からそのような任務を担って誕生したことを明らかにしている。南北分離後、北ではソ連の民族学の影響を強く受けており、留学組がそれを担うことになった。しかし一方でベトナムの民族状況は、隣接する中国と多くの点で共通しており、実際の民族政策においては、中国のそれに大きく倣っている。ただし、これは状況証拠による推測であり、文献の引用などで実証されてはいない。筆者はこの原因を 1960 年代後半以降の両国の悪化した関係によるものではなかったかと推測する。いずれにせよ、ベトナムがソ連とは異なり、中国に倣ったものの代表的なものひとつとして、民族に基盤をおく連邦制度をとらなかった点をあげる。ソ連は連邦から分離独立することの可能な民族国家を形成できる集団としてナツィア（民族）をもう

け、それ以外の集団をナロードノスチ（民族体）として区別した。しかし中国はこのような差別を行わず、民族として認定した集団は一律に扱い、その規模等に応じた一定の自治権をもつ行政単位を与えた。ベトナムもほぼ中国と同様に 2 つの民族自治区を頂点とする地域的な自治単位をもうけたが、自治区はのち静かに廃止されている。

もうひとつの中国との共通点として筆者があげるのは、民族の定義であり、また認定のための作業であった。ソ連との大きな違いとして中国は民族の定義としてかつてスターリンがあげた 4 つの基準（言語、地域、経済生活、文化の共通性に現れた心理状態）のうち、最後の心理状態を特に重視し、地域と経済は中国の実態に合わないものとして排除している。筆者によれば、ベトナムも基本的に自己意識を基準としつつ、中国同様に、手始めとして実施した大規模な調査を基に 1978 年に最終的に 54 の国定民族を確定したが、集団の上下、包摂関係の入り乱れるなか、結果的には上からの意思による作為的で人工的な名称を与えられる民族も創生されることになった。ただし中国は 56 民族を認定したあと 1990 年代以降、民族の認定は全く行っていないのに対し、ベトナムは、1997 年の認定以降、下からの度重なる要求により、再確定の可能性を示唆したために、以降さまざまな動きが現在までつづくことになった。

第 2 章は、近代化に向けて 1986 年より実施した市場経済政策ドイモイによりベトナムが経済成長を続けるなかで、取り残されがちな辺境の少数民族に対し重点的に行なわれ

た、いわゆる 135 プログラムの内容とその影響についての分析である。筆者はその背景には 1980 年代半ばからの民主化を契機に民族紛争が激化したソ連の例が教訓としてあり、135 プログラムは特に貧困地域に向けられた大規模な経済支援であったとみなす。その結果、盲目的な資金の垂れ流しを招き、少数民族幹部もふくめた汚職の蔓延を引き起こすことになった。これは一方では、その資金を目当てとするあらたな民族認定への要求を呼ぶことになった。

第 3 章は、そのような状況下、かつて特定民族のサブグループとみなされた集団が、あらたな自意識の創生を根拠に民族的自立を要求し始めたことで、2001 年ベトナムが手をつけてしまった民族認定の見直し作業についての動向である。筆者はそのような集団としてカオラン、サンチーとグオンをとりあげ、その主張を分析するとともにかつてと異なり国定民族数の増加を恐れ抑制しようとする政府の真意を明らかにする。その一方で、パジ、トゥーラオ、サーフォーなど、以上のような民族の認定をめぐるの駆け引きとは離れ、自分たちがどのような高次の民族に分類されているのかにはほとんど関心をもたず、あるいは帰属の要求もあげられない集団の存在の指摘は興味深い。第 4 章では、これらとは異なり、周囲への民族への同化も進み、個別民族としての意識もほとんど存在しないオドゥ族が、人口 301 人（1999 年）にもかかわらず、硬直化した人口確定制度によって民族として維持されている事例をとりあげる。筆者によれば、これは国家が民族を

擁護するという民族政策理念の威信保持以外何物でもない。しかし、現在、かれらは民族として認定されたがために、むしろ社会生活を脅かされている事実がある。現地に突如ダム建設計画がもちあがったが、オドゥ族のみが、一体化していた周囲の民族と切り離され、同一県内の別の場所に移動を余儀なくされたのである。彼らへの多額の少数民族支援金を確保するため県がとった施策であった。

本書は著者の精緻なフィールドワーク調査にもとづく、実証的な研究である。これは特に 3 章、4 章における国家と少数民族間の民族認定とそれにまつわる駆け引きの観察に如実に現れている。得てして外部からの観察では、このような動きについては、マクロな力関係からの、しばしば推測を交えた説明に終始しがちである。それに対し本書では、政策設計者、研究者、地方幹部、民族リーダー、民衆等から直接収集した証言や未刊行資料により裏打ちされた分析が、マクロな力関係の描写と相補しており、読み手が受ける信頼度は大きい。ただし、ベトナム社会への統合がおくれ、ベトナム語が普及していない、たとえばトゥーラオなどの証言は筆者がどのような手段で得たのか興味はある。

おそらく筆者は、現地の学者や地方政府とは個人的信頼関係を築き、民族確定という国家にとってはデリケートな部分に立ち入って調査を行なえる数少ない研究者のひとりであろう。しかしその割には、そこで描かれる現場で作業する人々の保身的、利己的態度がみえすぎであったような気がした。かつてソ連初期の民族調査では多くの研究者の献身的な

努力があったという。中国でも自分の少ない体験のなかでは、役人にも研究者にも、試行錯誤を繰り返しつつ無私で同胞のために尽くそうとする人をみた。体制上確かに難しい部分はあるが、関係者すべてが計算ずくでかわっていたならベトナムの少数民族は不幸としかいいようがない。

内容に関することでは、本書ではくり返し、ベトナム民族政策のモデルとなった中国とソ連の民族政策が比較される。中国に関しては、原典にあたりながら簡潔に要点がまとめられ、得られるところは多い。しかしソ連の民族政策に関する解釈は他の研究者に依存する部分が多く、やや画一的な把握がめだつ。また依拠する複数の論者の解釈が重なりあい、時として矛盾もみられる。たとえばナロードノスチと対比されるのがナロードであったり、ナーツィアであったりする。またナーツィアの自決単位としてあげられるのが、連邦民族共和国であったり、それに自治共和国を加えたりするのも混乱の原因となっている。またベトナムが民族確定の基準として自意識を重要視したのは中国に倣ったことであったのは、幾度も強調されているが、一方でソ連でも意識を重視していたとの指摘(p. 69 注 8)はやや意外であった。しかし、ソ連において、言語が民族認定の根幹であったことは、中国、ベトナムと異なる重要な要点であったことは改めて確認しておいた方がよいであろう。かつて中国の初期の民族識別工作において民族調査から認定作業にいたるまで、ソ連の学者が大きく関与したことは知られているが、1950 年代後半以降、両者が

次第に袂を分かち始めたのは、両国の政治的な対立にもよるが、民族識別における言語へのこだわりも原因のひとつであった。これに関連する指摘であるが、本書では、おそらく民族確定作業に並行してベトナムでも実施された言語調査に関してはあまり触れられていない。結果的に中国では、言語を第一の基準とすることはなかったが、言語調査は 1950 年代初めから民族調査と並行して実施され、言語、民族の識別においては相互に参照されつつ進行してきた事実がある。ベトナムでは言語が民族確定のための基準とはならないことの根拠がいかにして引き出されたのか知りたいところである。

また、すこし細かいことだが、しばしば人類学の文献に現れる誤解を指摘しておきたい。本書の中表紙にはベトナムの公的な民族分布図が掲載されているが、この民族分類の上位カテゴリーには、「～語族」と言語の系統分類上の用語が誤って用いられている。たとえば、シナ・チベット語族というのは、系統上同じ言語を包括する用語であって、その言葉を用いる集団の総称ではない。

本書において著者は、ベトナム民族政策への悲観的見方を基調として貫いている。その締めくくりとして、最後には控え目ながらも、将来、多民族国家というスローガンとは裏腹に、ベトナムの国定民族への財政的なテコ入れは終息し、民族は「美しく貴重な民族文化」を保持する単位として「民族学博物館や観光スポットでのみ」強調されるのではないかと推測する。確かに中国やロシアの例をみる限り、そのような方向に進んでいるよ

うだ。民族の観光資源化はこのような国家においても、今日普遍的な現象といえよう。しかし、一方で、そのような所では、同時にエスニック文化の所有権論議とともに、民族意識への回帰もみられる。筆者の憂慮にもかかわらず、ベトナムの少数民族も三たび、あらたな自意識のもとに立ち現れるかもしれない。近代の作りだした民族という産物は結構しぶといものらしい。

コメントは瑣末なことに始終したが、いま

までほとんど外からはうかがいしれなかった、特に近年のベトナムの民族確定というデリケートな分野に分け入り、綿密なデータをもってその政治性を説得力のある形で明らかにしたという本書の価値をいささかも減じるものではない。そのなかで翻弄されてきた少数派の人々への筆者の思い入れを端々に感じさせる、一言でいって好感をもてる書である。